

(1) 投資リスク管理

- リスク管理の状況を事後的にチェックするための**第三者評価を試行実施**（令和7年2月）し、本格実施に向けた評価の視点や評価項目を確認
- 投資判断やモニタリングにも活用するため、市場リスクなどの**経営リスクに関する一覧性のある資料（ヒートマップ等）を作成**
- モニタリング強化やExit等の的確な実施のため、支援案件についてJOINが**モニタリング強化・Exit等を検討開始するトリガーとなる重要事象（パートナー企業の信用状況の悪化、著しい建設遅延等）をリストアップしルールを厳格化**。あわせて、出資者間の契約が不履行に陥った場合等に**JOINが支援案件からExitする旨を予め株主間協定に規定することをJOIN内でルール化**

※この他、**ポートフォリオにおける上限割合の設定、ベンチャー投資の停止、高速鉄道システム全体を導入する事業に対する初期段階からのエクイティ出資の対象除外**等についてJOINの内規の改正等を行ったほか、ハンズオン支援の質の向上のため事業管理に関する組織内の知見・ノウハウの見える化・共有や、事業委員会の強化・運用改善のため**支援案件の複数回審議のルール化**等を実施。

(2) 損失計上・公表

- パートナー事業者と計上・公表時期がずれた場合に決算資料等での早期の説明を行い、ステークホルダーへ会計基準上の理由を含めて説明を行うため、**令和6年度決算より全投資案件のパートナー企業の減損実施の有無を確認**。今後、万一パートナー企業が減損処理を行う場合はそれを契機としてJOINも減損処理を再検討。

(3) 組織体制

- **人材紹介会社も活用**しつつ投資ファンド経験者、商社での事業投資の経験者などの**エクイティファイナンスの知見を有する人材を募集**
- 事業性評価（デューデリジェンス）強化のため、事業委員会等の**支援検討・決定の場に不動産評価、需要予測等に知見を有する外部専門家を活用**

※この他、JOIN内の内部統制の強化のため、**プロジェクト・ファイナンスの審査業務の経験が豊富な職員のリスク管理部門への配置換え**等を実施するとともに、ガバナンス強化のため、JOIN内の**コンプライアンス組織を拡充**

■ 監督官庁の関与のあり方の検討 ※国土交通省において実施

- 国土交通省の対応強化のための措置：**省内実務者連絡会議**（令和7年1月発足。これまでに2回開催し、政府間のバイ・マルチの枠組みを活用したJOINへの支援など**今後の取組の方向性をとりまとめ**）、**関係省庁との連絡調整の強化**（**情報共有の在り方の改善等**を検討）
- 関係告示・通達の措置：JOIN法に基づく**5年毎の見直し等**（令和7年3月公布・施行）
- 有識者委員会の**フォローアップ会合を実施**し、経営改善策の進捗状況を確認（令和7年3月開催）

有識者委員会の最終報告を踏まえた経営改善策の進捗

		有識者委員会の最終報告（昨年12月）の記載内容	経営改善策・改善計画における記載	進捗状況	備考
①投資リスクの管理					
1 リスク管理を踏まえた全体ポートフォリオ管理					
（1）上限設定の導入等による適切なリスクの抑止					
1	上限割合の設定	・カントリーリスクに対しては、特定の国・地域に投資が偏在しないよう、全体ポートフォリオにおける上限割合の設定等を行う。	⇒令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。その上で、令和6年度中に可能な限り速やかに内規を改正する。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年2月に内規を改正し、国・地域当たりの投融資の上限（割合）を設定。	
		・1件当たりの投資規模について、上限割合の設定等を行い、過度な投資への歯止めを効かせやすくして適切にリスクマネジメントを行う。	⇒令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。その上で、令和6年度中に可能な限り速やかに内規を改正する。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年2月に内規を改正し、一件当たりの投融資の規模上限（割合）を設定。	
2	ベンチャー投資の停止	・ベンチャー投資を扱う意義・必要性、その手法・規模等の在り方を整理し、体制を整えるまでの間、ベンチャーへの投資は停止。	⇒令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。その上で、令和6年度中に可能な限り速やかに内規を改正する。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年2月に内規を改正し、ベンチャーへの投資を停止する旨規定。	
3	高速鉄道システムに対する支援の対象除外	・個別事業検証を踏まえ、高速鉄道システム（※）については、開発リスクの大きさに鑑み、初期段階からの開発資金へのエクイティ出資は対象外とする。 ※土木、軌道、車両、電力、信号、通信、総合指令（OCC）等を含む高速鉄道の総合パッケージ	⇒令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。	
（2）案件ごとのリスクの把握のあり方					
4	エクスポージャー・リスクの可視化、管理	・フットオプションや債務保証、完工保証等について必ずもステークホルダーに説明がなされていない場面があったことから、対外説明資料における可視化にも留意の上、JOINの投資判断、モニタリングでも活用する。	⇒上記措置（事業報告書等での可視化等）を直ちに実施。	・フットオプションに関する情報等エクスポージャー・リスク管理表を作成。 ・令和6年度の事業報告書から追加する保証契約の総額等の情報を整理。	
		・様々な経営リスクの多寡を一覧性のある資料を作成して見える化（ヒートマップの作成）を図る。	⇒令和6年度中に可能な限り速やかに経営リスクに関する一覧性のある資料の様式を作成し、管理を行う。	・エクスポージャー・リスクに関するヒートマップを作成。	
5	事業委員会の強化・運用改善	・リスク管理の状況を事後的に確実にチェックできるよう、事業委員会の強化・運用改善策（投資対象分野の知見や技術的知見を有する外部専門家の視点を入れる等）を講じる。	⇒令和6年12月に事業委員会・取締役会で新規案件の複数回審査の実施等の方針を確認・決議する。令和7年度以降も継続的に強化・運用改善に取り組む。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年3月に内規を改正し、事業委員会で新規案件を複数回審査する旨、事業委員会に新規案件を諮る前の検討の場を合議制とする旨、当該検討の場に社外取締役も参画できる旨等規定。 ・記載すべき内容のルール化・論点整理を盛り込んだ事業委員会資料の様式を3月に改定し、新年度から適用。 ・社外取締役・監査役による支援案件の現地視察を実施し、事業委員会に視察結果を報告。 ・事業委員会等における支援案件についての質疑実績をデータベース化。	
6	定期的な第三者評価の導入	・支援案件の第三者評価（政策的意義と経済的合理性のバランスを含む業務実績、高リスクの重要個別案件に関する投資審査、計画IRRを含む投資ポートフォリオの状況、リスク評価の適切性等を実施）を定期的に行う。	⇒直ちに検討着手し、令和6年度中に試行するとともに、新たな枠組みを構築する。令和7年度以降は、本格的に導入。（年2回程度）	・令和7年2月に第三者評価を試行。	・令和7年度中に、内規を整備して第三者評価の新たな枠組みを構築し、第三者評価を本格的に導入。
7	JOINの現在価値の的確な把握	・ネットアセットバリューや将来の想定パフォーマンス等の活用により、財務諸表上に出てこない潜在的なリスクや債務、利益を含むJOINの現在価値を的確に把握し、より正確なリスク管理に努める。	⇒これらについて、速やかに検討着手する。 ⇒なお、官民ファンド共通の取組として進む公正価値評価の検討を行い、累積損失解消のための数値目標・計画に過度に依拠したモニタリングではなく、投資ポートフォリオの公正価値や想定IRR等と併せて投資計画の妥当性を確認する。	・公正価値評価の実施に向けた検討に着手。	・官民ファンド共通の取組を踏まえつつ、令和7年度以降、引き続き公正価値評価の検討を行う。
（3）全体ポートフォリオ管理の観点からの累積解消に向けた取組					
8	着実な収益確保に努められるようなポートフォリオ管理	・当面の間は、着実な収益確保のためポートフォリオ管理に十分配慮して案件形成を進める。	⇒これまで着実に収益を上げている案件が多い都市開発・物流分野について都市開発案件を従前の5割から6割に、物流案件を従前の0.5割から2割に増加させること、さらに資金回収までの期間が比較的長期となる計画・建設段階（グリーンフィールド）と、期間が短い操業段階（ブラウンフィールド）の案件について、配当開始までの期間が短く、比較的収益性の高いブラウンフィールドの割合を従前の3割から4割に増加させる等を通じて、案件形成を進めることについて、令和6年12月に事業委員会・取締役会で確認・決議する。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年2月に内規を改正し、投融資のポートフォリオに占める都市開発案件の割合の上限を6割、物流案件の割合の上限を2割、ブラウンフィールド案件の割合の上限を4割に設定。	
		・既存案件についても、より一層のモニタリングと価値向上に努め、Exitをタイムリーに行うことができるようにして、累積損失の解消に努める。	⇒直ちに実施する。	・令和7年3月に内規を改正し、モニタリングや社内報告を強化するトリーガーとなる重要事象を明確化。	

有識者委員会の最終報告（昨年12月）の記載内容		経営改善策・改善計画における記載	進捗状況	備考
2 厳格なリスク管理のための方策				
(1) 撤退やExitの方針・基準				
9	撤退やExitの方針・基準	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ分野の特性を踏まえ、大幅な収益悪化時等の撤退要件のほか、個別事業の収益性、パートナー企業の意向、JOINの収益性確保を勘案して適切な時期にExitするなどExit方針を明確化する。 ・事業の見直しや撤退に向けた客観的なレビュー（投資時に案件のマイルストーンやトリガーイベント等を含む撤退条件を設定し、その乖離をモニタリングする等）も検討する。 ・案件の支援決定時に、出資は常にJOINの自己資本の費消度合いを管理しつつ行うことを念頭に置きながら、Exitの計画・見直しを明確にする。 	<p>⇒上記内容について令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。その上で、令和6年度中に可能な限り速やかに内規を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年3月に内規を改正・整備し、新規案件については、出資者間の契約が不履行に陥った場合等にJOINが支援案件からExitする旨を予め株主間協定等に規定することをルール化するとともに、Exitを検討開始する重要事象（トリガー）を設定。
(2) 民間インシアティブ担保のあり方				
10	民間インシアティブの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの大きいJOINによる先行出資は対象外とする。なお、例外規定の適用は払込時期のずれ等の技術的な場合に限定する。 	<p>⇒上記について令和6年12月に取締役会で方針を確認・決議する。その上で、令和6年度中に可能な限り速やかに内規を改正する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年3月に内規を改正し、リスクの大きいJOINによる先行出資は対象外とする旨及び例外規定の適用は払込時期のずれ等の技術的な場合に限定する旨規定。
11	相手国政府との主体的な調整機能等の確保を通じたリスク抑止策	<ul style="list-style-type: none"> ・民間では制御できないリスクへの抑止力として、相手国政府との主体的な調整機能等の確保（JOINと相手国政府等とのMOUの締結、想定されるリスク発現時に予算措置を講ずる確約等の取得）を図る。 ・相手国政府との調整強化のため、JOINと在外日本大使館等との連携を強化する。 ・交通事業におけるライターシップリスク（乗客が想定していた数を下回った場合の採算割れのリスク）の低減策については、PPPのように契約で整理を行う場合を除き、相手国政府が適切なリスクを負う従来のスキーム（アベラビリティ・ペイメント方式等）を取り入れることにより、対応を図る。また、契約不履行の場合の対応策も事前に十分に検討する。 	<p>⇒上記内容について令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。その方針に基づき個別事業において速やかに実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・既存案件に関する相手国政府とのMOUの締結状況等を整理。 ・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・在外公館等のコンタクトリストを国毎に作成 ・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。
3 関係政府機関等との連携・監督官庁の関与のあり方の改善によるリスク管理の向上				
(1) 関係政府機関等との連携のあり方				
12	関係政府系機関との連携のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・JBIC、JICA、NEXI等関係機関の特性を踏まえ、案件の内容等に応じて、案件の共同遂行や相互紹介の実施、モデルパッケージの構築等、より一層連携を密に行う。 ・他の公的機関との連携について、他の公的機関との役割分担や出資比率の基準の設定を検討する。 	<p>⇒上記内容について令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。その上で、可能なものから速やかに実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年3月にJICAに対し連携強化に向けた協力依頼を发出し、案件の共同遂行等に向けた意見交換を実施。 ・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。
(2) 監督官庁の関与のあり方の改善				
13	国土交通省による対応の強化・事後的なチェック体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・政府のサポートが必要な場面において、国土交通省の対応を強化する。 ・支援事業のモニタリング等に際し、制度趣旨に合致しない懸念が生じた場合の適切なチェック体制を構築する。 	<p>⇒①専門的知見の提供や付加価値向上への支援強化のため省内実務者連絡会議を発足。（令和7年1月） ②関係省庁との連絡調整を強化。（年内に方針説明、可能なものから速やかに着手）</p> <p>⇒JOINに設置予定の第三者評価を活用し、当該評価結果の国交省への報告をもとに必要な措置を取る仕組みを構築。（令和6年度中に試行し、新たな枠組を構築。令和7年度以降は、本格的に導入。（年2回程度））</p>	<p>①令和7年1月に「JOINへの支援強化に関する省内実務者連絡会議」（第1回）を開催。同年3月に第2回連絡会議を開催し、政府間のバリエーションの枠組を活用したJOINへの支援など今後の取組の方向性をとりまとめ。</p> <p>②令和6年12月に関係省庁へ情報共有のあり方の改善など連絡調整強化の方針を説明。</p> <p>・第三者評価の試行に参加。</p>
14	その他国土交通省において対応する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年毎の見直しに当たっては、組織の存廃の検討を含むものである点を明確化するとともに、外部有識者の目を入れて行う。 ・報告書を受けた必要な対応が着実に実行されているかの確認を行うため、第三者の目を入れたフォローアップを行う。 	<p>⇒実施要領（告示）を改正し、外部有識者を入れて組織の存廃を含めて見直しを実施する旨を明記。（年内に方針を固め、年度内の早期に措置）</p> <p>⇒年度内に有識者委員会のフォローアップ会合を実施し、改善状況の確認を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月に実施要領（告示）を改正し、外部有識者を入れて組織の存廃を含めて見直しを実施する旨を明記。 ・令和7年3月にフォローアップ会合を実施し、改善状況を確認。

		有識者委員会の最終報告（昨年12月）の記載内容	経営改善策・改善計画における記載	進捗状況	備考
②損失計上等のリスク情報・ネガティブ情報の説明・公表					
15	損失計上等のリスク情報・ネガティブ情報の説明	・パートナー事業者と計上・公表時期がずれた場合に決算資料での早期の説明を行い、ステークホルダーへ会計基準上の理由を含めて説明を行う。	⇒令和6年12月に取締役会で方針を確認・決議する。その方針に基づき、令和6年度決算より、全投資案件のパートナー企業の減損実施の有無を確認の上、万が一パートナー企業が減損する場合はそれを契機としてJOINも減損を再検討し、もし減損しない場合はその理由とともにステークホルダーに説明する。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和6年度決算より、左記方針に基づき確認を実施。	
③組織体制					
1 効果的なハンズオン支援					
16	専門的知見の提供	・すべての人員をJOIN内で確保することができない場合も視野に入れ、ファイナンスに加え、プロジェクトに係る専門的知見の提供方策（案件形成時等の外部人材の活用、技術的・専門的な指導ができる人材の派遣）を検討する。	⇒直ちに検討着手し、令和6年度中に可能なものから速やかに実施する。	・デューデリジェンスやモニタリングのためにJOINが独自で外部専門家へ調査等を依頼する項目を整理 ・個別事業については、戦略アドバイザー企業を起用し、独自調査を実施。	
17	ハンズオン支援の内容やその方法の改善	・（パートナー企業へのヒアリングを踏まえ、）ファイナンス以外の技術的な知見の提供、人材の現地派遣、相手国政府との交渉等、ハンズオン支援の内容やその方法の改善を図る。	⇒上記内容に加え、より価値のある効果的なハンズオン支援を行うため、事業管理体制の再構築を行う。直ちに検討着手し、令和6年度中に可能なものから速やかに実施する。令和7年度も引き続き改善を図る。	・案件支援の建設管理に知見のある職員を現地に派遣する回数を増加 ・事業管理体制の横断的な底上げのため、過去事例の整理を通じて獲得した事業管理に関する知見・ノウハウや建設管理に関するチェック項目及び既存データ管理の適正化に向けた情報項目を整理	・事業の進捗管理の方法をJOIN内でルール化、統一する。
18	更なる人脈・ネットワークの構築	・少ない人員で対応するため、相手国政府等との更なる人脈・ネットワークの構築を図る。	⇒具体的には、現地大使館等と連携し、キーパーソンリスト作成やコンタクト記録の充実化など組織的な取組み強化を直ちに実施する。	・相手国政府機関等のコンタクトリスト（キーパーソン含む）を作成。	
2 組織ガバナンスの強化					
19	事業推進に対する歯止めとなる牽制機能の強化	・JOIN内部の3線管理体制や委員会による牽制の一層の強化、第三者評価による「警笛」等により、事業推進に対する歯止めとなる機能の強化を行う。	⇒令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。その上で、案件審査等に関する社内会議の合議制の活用等により意思表示しやすく、牽制の効く会議体への変更に直ちに着手し、令和6年度中に内規を改正の上で実施・枠組構築をする。令和7年度以降も継続的に機能の強化を行う。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。 ・令和7年2月に内規を改正し、事業委員会に新規案件を諮る前の社内会議を合議制とする旨、当該会議に社外取締役も参画できる旨等規定。 ・プロジェクトファイナンスの審査業務の経験が豊富な職員のリスク管理部門への配置換え等を実施。 ・監査経験がある金融機関からの出向者を配置し、財務・監査室の体制を強化。	
20	事業委員会の強化・運用改善	・経済的合理性について厳格に判断するなど、社外取締役が参画する事業委員会における対応の強化を図る。改善に当たっては、事業委員会が主体性・独立性をもって意思決定できることが重要・不可欠であることに留意する。	⇒令和6年12月に事業委員会・取締役会で方針を確認・決議する。令和7年度以降も継続的に強化・運用改善に取り組む。	・令和6年12月に事業委員会・取締役会で左記方針を確認・議決。【再掲】 ・令和7年3月に内規を改正し、事業委員会でも新規案件を複数回審査する旨、事業委員会に新規案件を諮る前の検討の場を合議制とする旨、当該検討の場に社外取締役も参画できる旨等規定。【再掲】 ・記載すべき内容のルール化・論点整理を盛り込んだ事業委員会資料の様式を3月に改定し、新年度から適用する。【再掲】 ・社外取締役・監査役による支援案件の現地視察を実施し、事業委員会に視察結果を報告。【再掲】 ・事業委員会等における支援案件についての質疑実績をデータベース化。【再掲】	
21	その他組織ガバナンスの強化	・コンプライアンス機能を含め、内部統制の確立その他必要な組織ガバナンスの強化を行う。	⇒このため直ちに社内にJOIN改革推進本部（仮称）を立ち上げ、令和6年度中に可能なものから速やかに実施する。令和7年度も引き続き機能強化を図る。	・令和6年12月にJOIN改革推進本部を発足。 ・令和7年3月に内規を改正しコンプライアンス委員会を設置。	
3 業務執行体制の強化					
22	エクイティファイナンス審査体制の強化	・役職員に投資ファンド出身者を一定数確保する等、エクイティファイナンス審査体制を強化する。	⇒直ちに検討着手し、令和6年度中に方針を定める。令和7年度も引き続き強化を図る。	・投資ファンド経験者、商社での事業投資の経験者などのエクイティファイナンスの知見を有する人材の採用方針を作成。人材紹介会社も活用しつつ募集。 ・事業推進部のエクイティファイナンス審査体制・事業管理体制を強化するための組織変更・人員配置換えを実施。	・引き続き、エクイティファイナンスの知見を有する役職員の確保に向けて継続的に取り組む。
23	職員の能力向上	・インフラ事業に係る専門性の向上、関連制度の理解、法令知識の獲得、運用能力の向上のため、職員の研修を強化し、各人の知見・経験を活かした人員配置を行う。	⇒建設管理ユニットによるプロジェクト管理に関する研修の実施等令和6年度中に可能なものから速やかに実施する。	・建設管理ユニットによるプロジェクト管理に関する研修を実施。 ・外部講師によるインフラの業界知識や海外動向に関する研修を含む令和7年度社内研修計画を策定。 ・プロジェクトファイナンスの審査業務の経験が豊富な職員のリスク管理部門への配置換え等を実施。【再掲】	
改善計画に関連する対応					
24	固定費の削減	・固定費の削減にも努める	⇒当面の固定費削減策として令和6年度中にオフィス縮小のための手続きに着手する。契約更新の際にはオフィス移転を検討する。	・令和7年3月にJOINの会議室に係る賃貸契約を解約し、オフィスを縮小。	契約更新の際にはオフィス移転を検討する。

（１）第三者評価（試行）の概要・結果

- JOINにおけるリスク管理の改善のため、支援案件について「政策的意義と経済的合理性のバランスを含む**業務実績**」、「**高リスクの重要個別案件に関する投資審査**」、「計画IRRを含む**投資ポートフォリオの状況**」及び「**リスク評価の適切性**」を**第三者の目で検証（＝第三者評価）**
- 第三者評価を本格的に実施するにあたり、**評価手法、評価の視点、評価の項目等を検討**するため、有識者と協力して**第三者評価（試行）を実施**
 - ・政策的意義と経済的合理性のバランスを含む**業務実績**
→**建設・運営状況、財務状況、IRR等を基に評価**
 - ・高リスクの重要個別案件に関する**投資審査**
→**モニタリングでリスクが高いとJOINが分類した支援案件を実例として、支援基準への適合性やJOINによるモニタリング管理の実効性等を検証**
 - ・計画IRRを含む**投資ポートフォリオの状況**
→JOINの支援案件のポートフォリオについて、**セクター別・国別・通貨別に全体に占める割合、IRRの状況等**を検証
 - ・リスク評価の**適切性**
→**業務実績に基づく信号評価（青/黄/赤）の分類基準**や市場リスクや自然災害リスクなど9つのリスクで構成する**経営リスクの多寡を円の大きさや色の濃淡等も用いて表現した一覧性のある資料（ヒートマップ等）**で評価
- 第三者評価（試行）の結果、「**個別案件の評価とともに、JOINのポートフォリオ全体のIRR改善を見据えた全体方針についても第三者評価の場で意見してもらおうとよい**」、「**投資審査の項目に当初のExit方針等も加えるべき**」、「**ポートフォリオはグラフも用いて見やすくすべき**」、「**リスク評価の項目にレピュテーションリスクも加えるべき**」等といった有識者の意見を踏まえ、委員の選定等JOINにおいて**第三者評価の本格実施に向けた準備を加速化**

（２）第三者評価（本格実施）について

- 試行実施を踏まえ、評価の視点、評価項目等を精査の上、令和7年度より本格実施（年2回開催）
- 第三者評価の枠組みは、**JOIN取締役会の諮問機関**と位置付け、**評価結果を国土交通省に報告**
- 第1回（本年夏頃）はJOIN全体のリスク管理の状況を網羅的に確認・評価するため、**全ての支援事業を評価**